

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

日本国憲法では、第13条により「個人の尊重」を、また第14条により「法の下
の平等」を規定しています。

さらに第24条において「男女平等」の理念がうたわれていると解釈されたことを契機として、戦後の国際社会の動きと連動しつつ、わが国では男女共同参画社会づくりの取組が進められてきました。

平成11年の「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「基本法」という。）」制定に始まり、平成13年には内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局が設置されて、国内における推進体制が確立しました。

さらに、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）」、「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代支援法」という。）」など、男女共同参画社会の形成に関連する様々な法律の制定や改正を経て、平成17年12月には「男女共同参画基本計画（第2次）（以下「第2次基本計画」という。）」が閣議決定し、男女共同参画社会の実現に向けた次なる取組が開始されたところです。

本県においても、昭和56年度に策定した「千葉県婦人施策推進総合計画」をはじめとする男女共同参画に関する計画に基づき、女性も男性も性別にとらわれずに個性と能力を十分発揮でき、ともに社会を支えていく男女共同参画社会の実現を目指して、様々な取組を行ってきました。

平成13年3月には基本法に基づく初めての法定計画である「千葉県男女共同参画計画」を策定し、さらに総合的に男女共同参画に関する施策を実施してきました。

しかしながら、少子高齢化の急激な進展や厳しい経済情勢、さらには県民一人ひとりの価値観が多様化する中で、女性の就労継続や再就職、政策・方針決定過程への参画、男性の家庭や地域への参画、また深刻化する女性に対する暴力の根絶など、対応すべき新たな課題等も踏まえ、従来の施策の見直しが必要となってきました。

そのため、本県では、基本法第14条に基づき、これまでの取組の成果を踏まえ、これらの状況を加味した新しい計画を策定することとしました。

また、計画の策定に当たっては、後述するように白紙の段階から県民の声を聴き、その中で浮かび出た現状と課題に対応するため、県民と行政が一体となって策定に当たることとしました。